

港南区公告第 90 号

公 示 送 達

次のとおり，書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので，国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので，いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 21 日

横浜市 港南区長 栗原 敏也

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	吉田 高志
送達する 書 類 名	差押調書（謄本）	
（注意） 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により，掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		